# 発注情報詳細等

# 件名

「横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築 及び採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務委託」

(令和5年9月27日公表分)

教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課

# 横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築 及び採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務委託の入札について

#### 1 設計図書等に関する質問

(1) 方法

設計図書等に質問がある場合には、令和5年10月11日(水)午後5時までに、別紙「質問書」に必要事項を記載し、教職員人事課へ直接持参するか、電子メールにより提出してください。なお、電子メールにより提出する場合は、電話で到着確認を行ってください。

(2) 回答

令和5年10月18日(水)までにウェブページ上に掲載します。それ以外の方法による回答は行いません。

(3) その他

入札後、当該設計図書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

#### 2 入札参加申込

令和5年10月4日(水)午後5時(必着)までに、発注情報詳細に記載の提出書類を教職員人事課へ直接持参するか、郵送してください。郵送の場合は、事前に電話で教職員人事課へ連絡してください。

# 3 入札方法

(1) 入札及び開札の日時・場所 発注情報詳細のとおり

- (2) 入札当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」の再交付はできませんので、取扱いに注意してください。
- (3) 入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。
- (4) 一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
- (5) 地方自治法施行令第 167 条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がないときには、最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。

#### 4 各種提出先及び問合せ先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目5番地10 横浜市庁舎14階 横浜市教育委員会事務局教職員人事部教職員人事課担当:宮内

電子メール: ky-kyoinsaiyou@city. yokohama. jp

電話番号:045-671-3246

# 発注情報詳細

	入札方法	入札書の持参による公募型指名競争入札					
	件名	横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築 及び採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務委託の入札について					
	納入/履行場所	設計図書のとおり					
	納入/履行期間	契約締結日から令利	口6年3月31日				
	営業種目	印刷物企画デザイン	/、コンピュータ業	務			
	所在地区分	市内					
<ul> <li>【参加条件】</li> <li>1 横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)第3条第1項に掲げないこと及び同条第2項の規定により定めた資格を有する者であること。2 令和5・6年度横浜市一般競争入札有資格者名簿(物品・委託等関係)て所在地区分が「市内」であり、「109 印刷物企画デザイン A 印刷物企イン」及び「316 コンピュータ業務 G ホームページ作成」に登録が認めいる者であること。</li> <li>3 入札参加意向申出締切から入札日までの間のいずれかの日において、横名停止等措置要綱に基づく指名停止措置を受けていない者であること。4 当該業務もしくはこれと同等の業務の実績を有するものであること。たウェブサイト製作の実績については、直近3年間の実績とする。5 CSSやJavaScriptなどについて一定の知識があり、アニメーションや動画込みを用いたウェブサイト構築の実績を有するもの。</li> </ul>							
	提出書類	1 公募型指名競争入札参加意向申出書 2 業務委託経歴書他、上記「入札参加資格 その他」に該当することを証する書類					
	設計図書	次ページ以降					
入村	<b>北参加申込締切日時</b>	令和5年10月4日(水)午後5時					
指	名・非指名通知日	令和5年10月5日(木)までに電子メールにより通知					
	質疑締切日時	令和5年10月11日	(水) 午後5時	回答期限日	令和5年10月18日(水)		
7	入札及び開札日時	令和5年10月25日(水)午前11時					
7	入札及び開札場所	横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市庁舎14階 共用会議室 14-N10					
	支払い条件	前金払	しない	部分払	しない		
	注意事項						
	発注担当課	教育委員会事務局	教職員人事部 耈	対職員人事課 電話	045-671-3246		
	契約担当課	教育委員会事務局	教職員人事部 耈	な できない 大職員人事課 電話	045-671-3246		

令	和	5	年度	F										
		種	目	番	号		委託担当							
受付番号						連絡先	教職員人事	課	任用	係	担当	者名	みやうち 宮内	
番り											電	話	671-3246	
						<b>⇒</b> n,		<b>∴</b> 1		_	<b>⊢</b> ₄			
						設		<b>}</b>		Ē				
1	禾	:	∌₁	£.	夕	構	<b>压击</b> 公立学术	赤数 昌	草生 -	コンノー	レプト	ウェ・	ブサイト構筑	<u>.</u>
1	1 委 託 名 <u>横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築</u> 及び採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務委託													
						<u> </u>	K/10/01/2/C		<i>/</i> ( <i>/</i>	, (	,			<u> </u>
2	履	<u> </u>	行	場	所	教	育委員会事務	务局教	な職員/	人事	溧、			
						_ その	)他委託者の	1指定	する場	所				
0	屋	・/二世	n 88				<b>4</b> 1	П	ふ、と	左	п п	+ ~		
3	-	行其は其				□期間 <b>■</b> 期限	年 月 令和6年							
4	契	約区	三分			■確	定契約				□想	<del>[</del> 算契糸	5	
				<b>宇</b> 約	事 項									
6	現	Ĺ	場	説	明	■不	要_							
7	委		_ 託	<u>要</u> 概	<u>(</u> 要	月	日 時	分	場所		)			
'	女	•	пL	113/1	女		採用活動にお	いて、	ターゲッ	ットを	・明確に	した積	極的な広報_	
	活動を展開し、教育に情熱を持つ優れた人材を確保するためのコン													
	セプトウェブサイト及びパンフレットデザイン等を次のとおり行う。													
	1 コンセプトウェブサイト構築													
	2 パンフレット・ポスター版下作成													
						3 写真	最影等素材作成	ζ						
	_ 詳細は、別紙仕様書のとおり													

# □ する (回以内)

# ■ しない

部分払の基準

						-	· Æ		
業	務	内	容	履 行 予定月	数	量	単 位	単   価	金額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委託代金額	¥
内 訳 業 務 価 格	¥
消費税及び地方消費税相当額	¥

# 内 訳 書 (1/2)

※詳細は別添の仕様書のとおり

2	名 称	形状寸法等	数量	単位	単 価 (F)	金 額 (円)	摘要		
1 :	1 コンセプトウェブサイト構築								
(1)	デザイン								
ア	トップページ	1ページ		人/日					
イ	下層ページ	11ページ		人/目					
ウ	素材費		1	式					
(2)	コーディング				l l				
ア	HTML/CSS設計			人/日					
イ	トップページ	1ページ		人/日					
ウ	下層ページ	11ページ		人/日					
エビリ	ウェブアクセシ リティ対応			人/日					
オ	JavaScript設定			人/日					
(3)	サーバ調達			1	,	,			
ア	サーバー費用	国内設置 • 1 年	1	式					
イ 費	サーバ初期設定			人/日					
ウ 対応	テスト環境・公開 に構築			人/日					
	その他 進行管理費 等)		1	式					
小言	†								

# 内 訳 書(2/2)

※詳細は別添の仕様書のとおり

				単 価	金額	
名称	形状寸法等	数量	単位	(刊)	(円)	摘 要
2 パンフレット・ポスター						
(1) パンフレット A4	サイズ/16ペ	ージ/カラ	<del>-</del>	!	!	1
ア 表紙デザイン	裏表表紙		人/日			
イ 中面デザイン			人/日			
ウ 入稿データ作成			人/日			
(2) ポスター				<u> </u>		
ア デザイン			人/目			
イ 入稿データ作成	1ページ		人/日			
(3) その他 (進行管理費 等)		1	式			
小計						
3 写真撮影等素材作成	Σ̈́			'		
ア撮影			人/日			
イ その他 (進行管理費 等)		1	式			
小計						
1~3計						
消費税及び 地方消費税相当額		10%				
合計						

# 委託仕様書

# 1 件名

横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築及び採用募集パンフレットデザイン ・版下等作成業務委託

#### 2 履行期間

契約を締結した日から令和6年3月31日まで

※なお、コンセプトウェブサイトの公開開始予定日は、令和6年4月上旬を予定

#### 3 履行場所

教育委員会事務局教職員人事課、その他委託者の指定する場所

#### 4 業務概要

(1) コンセプトウェブサイト構築

主に学生や就職活動者をターゲットに、横浜市公立学校の教員として働くことの魅力を PRし、採用活動において本市と競合している他都市との差別化を図り、横浜市で教員と なることへの興味を喚起することを目的として、新たなウェブサイトを構築する。

(2) パンフレット・ポスター版下作成

採用説明会等での配布や、区役所のような多くの人々の手元に届けられる関係機関への配架を通じて、手に取った人が横浜で教員になることに興味を持ち、横浜市公立学校教員募集ウェブサイトにアクセスするきっかけとなることを目的として、ウェブサイトと連動した内容の教員募集パンフレット及びポスターを作成する。

- (3) 写真撮影等素材作成
  - (1)及び(2)までの業務を実施するにあたり使用する写真素材の撮影・修正等をする。

#### 5 プロジェクト管理

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。

(2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後すみやかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、委託者との協議のうえ、決められたスケジュールに沿って管理すること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者に対して、すみやかに報告が可能な体制にすること。

# 6 仕様

(1) デザインの考え方(共通)

ア 委託者が提供するブランディング関係資料を基本とし、協議のうえ実施する。

- イ 共通の採用広報物として、コンセプトウェブサイト、パンフレットにおけるトーン&マナーは統一するものとする。
- ウュニバーサルデザインの視点から色の組み合わせなどに配慮すること。
- エ ウェブサイトトップページ及びパンフレットの表紙デザインは実写(写真等)を基調とすること。

# (2) 業務内容詳細

ア コンセプトウェブサイト構築

サイト構築 1 対応ブラウザ

(1) パソコン

マイクロソフト社が正式サポート中の各バージョン、mac OS 版、 Microsoft edge、Mozilla Firefox、Safari、Google Chromeの最新版

(2) スマートフォン

iPhone 及びAndroid 搭載スマートフォンの標準ブラウザ

(3) タブレット端末

iPad 及びAndroid 搭載タブレットの標準ブラウザ

セキュリティ

「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」及び「Webアプリケーショ ンの作成基準」に準拠し、下記の要件を満たすものとする。疑義が生じた場合 は、委託者と受託者間で協議のうえで決定する。

(1) セキュリティ体制の共有

統括担当者は必ず本業務に携わる者やデータのバックアップ体制や復旧 までの時間について把握し、委託者へ緊急時の連絡先を共有すること。

(2) ウェブサイト全体のHTTPS化

ウェブサーバ上で公開するウェブサイトの全てのページを、HTTPS通信によ り暗号化(SSL/TLS暗号化)して配信すること。

なお、SSL/TLS暗号化にあたり発生する費用についても、本業務の費用に含 めること。

(3) ウイルス対策

ウェブサーバ環境のOSやソフトウェア等については、常に最新バージョンを 維持し、ウイルス感染やサーバへの攻撃等を防止すること。

また、定期的にウイルスチェックを行い、ウイルスを発見した場合は、委託 者へ報告の上、速やかに対処すること。

(4) 情報セキュリティを確保するための体制の確保

脆弱性を利用したサイバー攻撃の情報を常に入手し、リスクの大きさに応じ て緊急に対応できる体制を確保すること。その上で、公開している情報システ ム等に対し、脆弱性を利用した攻撃が実際に行われていることが判明した場合 には、当該脆弱性を持つソフトウェアを脆弱性のないバージョンに即時にアッ プデートするなど、迅速な対応を行うこと。なお、WAF(Web Application Firewall) や仮想パッチ等の、脆弱性を利用した攻撃を防ぐ仕組みを導入する ことによる対策も可とする。また、必要に応じて、操作記録の採取・保管を行う

(5) 管理者の認証

情報システムの開発・管理・運用を行う者には、個人ごとにIDを発行し、 それぞれに推測困難なパスワードを設定し、アクセス元IPアドレスによるア クセス制限や多要素認証など、ID・パスワードが漏えいしたとしても、イン ターネットを経由した不特定多数からの不正アクセスが生じえない対策を講じ ること。

#### サーバ

- (1) サーバは受託者が調達し、契約期間内のサーバ費用は、本業務の費用に含め ること。なお、調達するサーバ機器の設置場所は、日本国内のものとする。
- (2) サーバ証明書は委託者が用意するが、それに伴い必要なサーバ上で作成した CSRデータ等について提供すること。また、ウェブサイト・電子メールアドレ スともに、横浜市のドメイン名である「city.yokohama.lg.jp」のサブドメ イン名を利用すること。「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを利用す るにはデジタル統括本部DX基盤課にDNS登録依頼を提出する必要があるため、 その申請内容を作成すること。なお、以下の2つのサービスの利用にあたって は注意すること。

· Google Firebase

Google Firebase はカスタムドメインとして「city.yokohama.lg.jp」ドメインを設定しようとすると、「city.yokohama.lg.jp」の上位にあたる「yokohama.lg.jp」ドメインの所有権の証明を要求してしまう。yokohama.lg.jp ドメインの所有権を本市は保有しないため、利用することができない。この事象が解消していることを証明できない限り Firebase は利用できないことに注意すること。

・エックスサーバー

エックスサーバー上で「city.yokohama.lg.jp」のサブドメインを登録できるのは1アカウントのみであり、本市ではエックスサーバーを利用したWebサイトが既に開設済みであり、これから利用する場合はcity.yokohama.lg.jpのサブドメインを利用できない。この事象が解消していることを証明できない限りエックスサーバーは利用できないことに注意すること。

#### 4 構築全般

- (1) サイトのページ構成・デザインについては、委託者との協議のうえ、決定すること。作成ページ数は、11ページ程度を想定している。なお、設計・開発の実施にあたっては、UI/UX チェックの観点\*に留意すること。また、企画、設計、構築、確認テスト等のそれぞれの場面においてUI/UXを委託者に確認し、それらの結果を報告書として提出すること。
- (2) ページごとのアクセス数、利用しているブラウザの種類、アクセス日時、アクセス元の地域等の解析ができること。
- (3) 構築したウェブサイトの設計書を提出すること。
- (4) ウェブアクセシビリティ対応

「横浜市公式ウェブサイト ウェブアクセシビリティ方針」に基づき、別紙「ウェブアクセシビリティ対応について」のとおり、アクセシビリティJIS 規格(JIS X 83431-3:2016)の等級AA準拠を目指すこと。

(5) サーバ環境を構築する場合、本ウェブサーバの構成要素を一覧化して提出すること。

なお、公開画面と管理画面を別のサーバで管理する場合、それぞれについて 提出すること。

- (6) 構築したウェブサイトは、リンクチェック、アクセシビリティチェック (画像の代替テキストのチェックを含む)、HTMLエラーチェック、UI/UXの観点 からのチェックを行い、検証結果一式の資料を提出のうえ、公開前に必ず委託 者の了解を得ること。UI/UXの観点からのチェックにあたっては、チェックの ために必要な環境を委託者に提供すること。
- (7) 動画の自動再生やページのスクロールに合わせてコンテンツが変化するような動的ページのスタイルの適用やスマートフォンからの閲覧時に、レイアウトが最適化される仕様等、最近のトレンドや技術を活用した提案を積極的に行うこと。

# 運用業務

# 1 更新業務

公開後、本委託期間内の更新は、想定していない。 ただし、内容の差し替えが生じた場合は、委託者との協議に応じること。

- 2 運用保守業務
- (1) 構築したウェブサイトについて、公開開始日から委託期間満了日までのサイト運用期間は、サイトの安全かつ適切な状態での維持管理を、受託者の責任で行うこと。
- (2) セキュリティ脆弱性への対策及びウイルス感染等の防止措置 「サイト構築」の「2 セキュリティ」と同様の対策を講じること。 また、対策を講じた場合、適宜運用報告を委託者へ行うこと。
- 3 引継ぎ

委託期間終了後、次年度運用保守をする事業者に対し、遺漏なく引継ぎを 行うこと。

# 納入品

- ・以下の内容を含むCD-R/DVD-R等
- (1) 本業務で使用した素材及び中間生成物等データー式
- (2) 次年度以降、第三者が運用保守を実施するにあたり、必要な引継ぎ事項をまとめたもの

# 【UI/UX チェックの観点】

(U1/U	A フェックの観点】	
	観点	具体的なイメージ
ユ	はおに依	・異なる語句やアイコンを使用していない
1	情報に統一性を持たせる	・ラベルやタイトルが一貫性を持っている
ザビ		・見慣れないアイコンを使用していない
ij		<ul><li>難解な用語が使われていない</li></ul>
リテ	情報を分かりやすく表示する	<ul><li>内容がわかりやすい</li></ul>
イ		<ul><li>読みやすく理解しやすい</li></ul>
	文章構造(タイトル・見出し等)	・情報の階層を意識して、テキストサイズを設定する
		・リンク先の内容が予想できる表記にする
	テキスト(文字)の取り扱い・リンク	・直感的にリンクと認識できる、一般的なデザインと
ア		する(青文字・下線)
クセ	非テキスト (画像・動画・音声等)	・写真と共に、内容を補足するテキストを併用して理
シ	ポテキスト (画像・動画・音戸寺) の取扱い	解を促す
ビ	<b>0</b> 万年X1欠 V 「	・動画の中で音声の説明がある場合、字幕を表示する
リテ		・スマートフォンやタブレットで見る際に、レイアウ
イ	要素配置やレイアウト	トが崩れないようにする
		・様々なブラウザや OS でも使用できるようにする
	   色・形・動き	・色だけに依存した情報提供は避ける
		・ボタンの中に記号と文字情報を併せて記載する

# 1 業務内容

#### (1) 募集案内及び受験案内

横浜市が作成した原稿等を基に、見出し・グラフ・イラスト等を含む表紙・本文のデザイン、レイアウト構成、DTPデータ(完全版下)、「DTPデータ支給内容」(印刷業者向け)を作成する。

なお、原稿、写真、資料等の受け渡しは、教職員人事課又は教職員人事課が指定する場所で、文字の大きさや基本レイアウト等を教職員人事課と協議しながら行う。

版下は、パソコンのデスクトップパブリッシング機能(DTP)を使って作成し、DTPデータを光ディスクで教職員人事課に提出する。

また、教職員人事課から要求があるときは、指定されたイラスト、版下等のデータを、Microsoft Windowsの一般的な編集ソフトで開けるように変換又はPDF化して提出する。(変換方法については教職員人事課と協議する。)

次年度以降、業者が変更した場合も、教職員人事課からの要求があるときは同様 に提出する。

# (2) ポスター

デザイン、レイアウト、DTPデータ(完全版下)、「DTPデータ支給内容」 (印刷業者向け)の作成

横浜市が作成した原稿、写真等を基に、イラスト等の作成、写真のトリミングなどを行い、レイアウトを構成し、色指定を行い、版下を作成する。

なお、原稿、写真、資料等の受け渡しは、教職員人事課又は教職員人事課が指定する場所で、文字の大きさや基本レイアウト等を教職員人事課と協議しながら行う。

版下は、パソコンのデスクトップパブリッシング機能(DTP)を使って作成し、DTPデータを光ディスクで教職員人事課に提出する。

#### 2 校正

原則として校正5回、色校正1回とする。(校正段階でのレイアウト変更あり)

# 3 その他

- (1) 契約締結後速やかに、募集案内、受験案内及びポスターについての「DTPデータ支給内容」(印刷業者向け)を提出すること。
- (2) 納品データの版権は、横浜市に帰属するものとする。
- (3) 募集案内の表紙、ポスターについては、各3案程度用意すること。
- (4) 作業スケジュールは、契約締結後、教職員人事課及び印刷業者と協議して決定すること。
- (5) 納品データの印刷等の課程において、納品データに伴う障害が生じた場合は、迅速に対応すること。

# ページ構成 委託者との協議のうえ、決定すること。

# 成果物

- ・以下の内容を含むCD-R/DVD-R等
  - (1) アウトラインをかけたパターンとかけていないパターンの版下データ
  - (2) ウェブページ掲載用としてPDF形式のデータ
  - (3) 委託者が指定するDTPデータ内容表

なお本成果物については、他業務の成果物と同一媒体にフォルダ等で区分けする ことでまとめて格納しても構わない。

#### ウ 写真等素材作成

# 1 業務内容

本事業で主に使用する写真について素材となる写真の撮影を行う。

- 2 実施にあたって
  - ・カメラマンは撮影を本業とし、制作物の著作権が受託者に帰属する者を用意すること。
  - ・撮影場所は横浜市内(主に別途指定する横浜市立学校4校)
  - ・撮影日は、委託者が指定する2日間程度

(ただし、午前中または午後のみの撮影の場合は、半日とカウントする。)

- ・撮影場所と日時の調整は委託者が行う。
- ・写真撮影には、委託者が同行する。
- ・カメラマンの1日の拘束時間の目安は、 $8:30\sim17:15$ とする。ただし、委託者と特段の調整が無い限り、学校での撮影は16:45までに終えること。
- ・カメラマンの移動に係る交通費は契約額に含むこと。
- ・写真撮影にあたっては、事前の下見が困難なことからHP等で情報収集を行い、撮影イメージ(場所や構図)案などを作成し、各撮影日前日までに共有すること。
- カメラマンのクレジットは入れないこと。

#### 成果物

・以下の内容を含むCD-R/DVD-R等

素材用の撮影データー式(JPEG形式)を格納したDVD-Rを2部。

なお本成果物については、他業務の成果物と同一媒体にフォルダ等で区分けすることでまとめて格納したものでも構わない。

#### 7 著作権の帰属

- (1) 本業務で作成した制作物に係る一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む) は委託者に帰属する。また、受託者は委託者または委託者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとする。
- (3) 本業務で作成した制作物に係る著作権と著作者人格権不行使に対する対価は、本業務の費用に含めること。
- (4) 本業務の履行にあたり、第三者の著作権、知的財産権その他の権利を侵害しないこと。

#### 8 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (3)「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

(4) 「Webアプリケーションの作成基準」

受託者は、Webアプリケーションの開発にあたり、可能な限り「Web アプリケーションの作成基準」に従うこと。本作成基準を適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

(5)「セキュリティ実装チェックリスト」

独立行政法人 情報処理推進機構 (IPA) の「安全なウェブサイトの作り方」第7版の「セキュリティ実装チェックリスト」に記載の脆弱性への対策を行うことを必須とする。

#### 9 委託代金の支払

前払い及び部分払いは行わない。

# 10 その他

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務遂行においては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、適切な管理を行うこと。
- (4) 画像ファイルを使用する際は、著作権の問題が生じないように注意すること。
- (5) この仕様書に記載のない事項については、双方協議のうえ、定めるものとする。

# ウェブアクセシビリティ対応について

- 1 ウェブアクセシビリティの確保について
  - (1) 適合レベル及び対応度

JIS X 8341-3:2016 のレベル AA に準拠すること。

- ※ 本仕様書における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会(以下、「WAIC」という。)の「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年 3 月版」で定められた表記による。
- (2) 対象範囲

本業務委託で作成する全てのウェブページ

(3) アクセシビリティ方針の策定について

総務省の「みんなの公共サイト運用ガイドライン」、及びWAICの「ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン」に基づき、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針を策定すること。

- (4) 試験前の事前確認について
  - ア HTML、CSS の雛形作成段階において、達成基準への対応状況を確認すること。テストツール(miChecker 等)による判定が可能な検証項目については、ツールを使用し、対応状況を確認すること。その結果は発注者へ情報提供すること。
  - イ (1)で定められた「適合レベル及び対応度」が、技術的に達成が困難である場合、代替案や例 外事項の追加等を発注者へ提案し、発注者と協議の上、ウェブアクセシビリティ方針の変更を 行うこと。
- (5) 試験の実施について
  - ア 「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、試験を実施すること。
  - イ 試験の実施においては、テストツールによる判定だけでなく、人間による判断も行うこと。
  - ウ 試験内容については、発注者に説明し、承認を得ること。
  - エ 試験実施の範囲
- (6) 達成基準チェックリスト及びその検証方法を特定できる技術的根拠(実装チェックリスト) の作成について

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」及び WAIC の「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」に基づき、次のチェックリストを作成すること。

ア 達成基準チェックリストの作成について

WAICの「達成基準チェックリストの例」を参考に、各項目の試験結果を記載した達成基準チェックリストを作成すること。

イ 実装チェックリスト(達成方法及びその検証方法を特定できる技術的根拠)の作成について WAICの「JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン」の「3.1 達成方法及びその検証方 法を特定できる技術的根拠を示す方法の例」を参考にして実装チェックリストを作成すること。

(7) 試験結果の説明及び不備の修正について

達成基準チェックリストの各項目の試験結果について発注者に説明し、試験結果の妥当性 について承認を得ること。不備等が発覚した際には、速やかに該当箇所の修正、及び再度試 験実施を行い、発注者の承認を得るまで対応すること。

- (8) ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成・公開について
  - ア ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの作成について
    - 「(3)」で策定したウェブアクセシビリティ方針のページを作成すること。また、「(6) ア」で作成した達成基準チェックリストを基に、試験結果のページを作成すること。
  - イ ウェブアクセシビリティ方針及び試験結果のページの公開について
    - 「(8) ア」で作成したページを公開すること。なお、ウェブアクセシビリティ方針のページは、当該サイトの全画面から2クリック以内にたどりつけるよう、フッター等にリンクを配置すること。
      - ※ パッケージシステムの仕様等により各画面に任意のリンクを設置できない場合は、当該システムの利用方法等を示したページや利用者向けマニュアル等にリンクを配置すること。

# 2 参考ページ

(1) JIS 検索

本ウェブページで「JIS X 8341-3」を検索すると規格の閲覧ページに遷移できます。 https://www.jisc.go.jp/app/jis/general/GnrJISSearch.html

(2) みんなの公共サイト運用ガイドライン

http://www.soumu.go.jp/main content/000439213.pdf

- (3) WAIC の公開しているガイドライン一式
  - ア ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン http://waic.jp/docs/jis2016/compliance-guidelines/201603/
  - イ ウェブアクセシビリティ方針策定ガイドライン

http://waic.jp/docs/jis2010/accessibility-plan-guidelines/201308/index.html

- ウ JIS X 8341-3:2016 試験実施ガイドライン http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/
- エ 達成基準チェックリストの例

http://waic.jp/docs/jis2016/test-guidelines/201604/gcl\_example.html

令和2年4月

#### 委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部 完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物 の引渡しを含む。以下同じ。)し、委託者は、その契約代 金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段 については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場 合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする.
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計 量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては 民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48 号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、 委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。(内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならない。 ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこれに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日(横浜市の休日を定める 条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定す る本市の休日を除く。)以内に、設計図書に基づいて、工 程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができ る。

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するものではない。

(着手届出)

第3条 受託者は、この契約締結後5日 (横浜市の休日を定める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休日を除く。) 以内に、契約履行着手届出書を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が必要がないと認めたときは、省略することができる。

(権利義務の譲渡等の制限)

- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第 三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に 供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を 得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項 の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に 譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供して はならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場 合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とするものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意するものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

- の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定に かかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表すること ができる。
- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委託者の承諾を得なければならない。この場合において、承諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を 当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければな らない。

#### (一括委任又は一括下請負の禁止)

- 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括 して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただ し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りで ない。
- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。 (特許権等の使用)
- 第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (特許権等の発明等)

- 第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象と なるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しな ければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続 及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託 者とが協議して定めるものとする。

# (現場責任者等)

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を 定め、契約締結後5日 (横浜市の休日を定める条例(平成3 年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休 日を除く。)以内に、その氏名その他必要な事項を委託者 に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も 同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監督するものとする。
- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従 事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなけれ ばならない。

#### (監督員)

- 第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名を受託者に通知しなければならない。監督員を変更したときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又は交通事業管理者が、それぞれの権限(他の者に委任している場合は、当該受任者の権限を含むものとする。)に属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受託者に通知しなくてよいものとする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの 約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が 必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に 定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場 責任者に対する指示、承諾又は協議
  - (2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容 と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受託者に通知しなければならない。
- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款 に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除につい ては、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して 行うものとする。この場合においては、監督員に到達し た日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める 監督員の権限は、委託者に帰属する。

### (履行の報告)

- 第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。 (材料の品質、検査等)
- 第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料 については、中等の品質を有するものを使用しなければな らない。
- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査(確認を含む。 以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指 定された材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、検査に直接必要 な費用は、受託者の負担とする。
- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければ ならない。

#### (支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、 委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、 品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に 適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨 を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、 その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求 めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸 与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又 は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等 によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に 定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が減失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に 明示されていないときは、委託者の指示に従わなければな らない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

- 第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合 において、委託者が、再履行その他の措置を請求したとき は、これに従わなければならない。
- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者 の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると 認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

#### (条件変更等)

- 第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれ かに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委 託者に通知し、その確認を求めなければならない。
  - (1) 設計図書の表示が明確でないこと (設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)。
  - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約 等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
  - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期 することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項 各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、 直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が 立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査 を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及 び受託者によって確認された場合において、必要があると 認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を 訂正し、又は変更しなければならない。
  - (1) 第1項第1号に該当し 委託者が行う。 、設計図書を訂正する場
  - (2) 第1項第2号又は第3 委託者が行う。 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の 履行の内容の変更を伴う もの
  - (3) 第1項第2号又は第3 号に該当し、設計図書を 変更する場合で、契約の

委託者と受託者とが協議して行う。

履行の内容の変更を伴わ ないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合 において、委託者は、必要があると認められるときは履行 期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、委託者は、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的 に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した ときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計 図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合に おいて、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を 受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。

(契約の履行の一時中止)

- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受託者の責めに帰すことができないものにより、契約の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められるときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ちに受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中止させなければならない。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると 認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させ ることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を請求することができる。

2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、 必要があると認められるときは、履行期間を延長しなけれ ばならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責 めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額につ いて必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (履行期間の短縮等)

第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求めることができる。

- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を 延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長 する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期 間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更の方法)

- 第20条 第12条第7項 (同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

(契約代金額等の変更の方法)

- 第21条 第12条第7項 (同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担する費用の額については、委託者と受託者とが協議して定める

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の 日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又 は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認 めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったときは、変動前委託代金額(契約代金額から当該請求時の履行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内に おける価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当とな ったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求 めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内 に日本国内において急激なインフレーション又はデフレー ションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、 委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金 額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契 約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して 定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該 協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更 し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### (臨機の措置)

- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めると きは、臨機の措置を執らなければならない。この場合にお いて、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、 委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむ を得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ることを請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執った場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。 (一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第 2項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。 ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由によ り生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保 険によりてん補された部分を除く。)については、委託者 がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、 次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)については、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設 計図書に定めるところにより付された保険によりてん補さ れた部分を除く。)を及ぼしたときは、委託者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約 の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったこ とにより生じたものについては、受託者がこれを負担しな ければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に 紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議し てその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第26条 委託者は、第12条第7項(同条第9項後段において 準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第 15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19 条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条 第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額 を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担す べき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更すること ができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、 委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者 は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するもの とする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。

#### (中間検査)

第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認めるときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、 委託者の検査を受けなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかった ときは、中間検査の結果について異議を申し出ることがで きない。

#### (完了検査)

- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その 日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の 履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければ ならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、 受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失によ り、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負 担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。

#### (契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その 日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければなら ない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

#### (消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額とする。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱いに従うものとする。

# (完了検査前の使用)

第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前においても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

- を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良 な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払 を委託者に請求することができる。

#### (部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部 分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるとこ ろにより、委託者に対して、部分払を請求することができ る
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定するところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、 当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立 会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をす るための検査を行わなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ いては、委託者が負担しなければならない。
- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。
- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、 委託者に部分払を請求することができる。この場合におい て、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内 に部分払金を支払わなければならない。

### (部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延 し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわら ず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行 を一時中止することができる。この場合においては、受託 者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不適合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求めることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることができない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と 異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて 履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない ときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減 額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金 の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4) 前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定 による催告をしても履行の追完を受ける見込みがない ことが明らかであるとき。

#### (委託者の催告による解除権)

- 第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期 間内に履行がないときは、この契約を解除することができ る。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履 行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りではない。
  - (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎ ても着手しないとき。
  - (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は 履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了 する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
  - (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされないとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (委託者の催告によらない解除権)
- 第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
  - (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又 は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はそ の権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

- が明らかであるとき。
- (3) 受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を 明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者 がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示 した場合において、残存する部分のみでは契約をした 目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の 日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目 的を達することができない場合において、受託者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行を せず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を 達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明 らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は 認可等を失ったとき。
- (8) 経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し 出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当した とき。
- 第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又 は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
  - (3) 受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方 が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号のいずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の いずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する 額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく 長期継続契約においては、この条における契約代金額を、 契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるときは、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならない。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。 (委託者の任意解除権)

第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、 第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要がある ときは、この契約を解除することができる。

(受託者の催告による解除権)

第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1) 第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金 額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の 増減は含まない。)したとき。
  - (2) 第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5 (履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請 求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責め に帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二 条の規定による解除をすることができない。

(合意解除)

第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、 契約の全部又は一部を解除することができる。

(解除に伴う措置)

- 第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、 第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合 においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査 に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなけ ればならない。この場合において、検査に直接要する費用 は、受託者の負担とする。
- 2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。
  - (1) 解除が第35条、第 36条又は第36条の2 の規定に基づくとき。

当該余剰金に、前払金の支 払の日から返還の日までの日 数に応じ、契約日における、 政府契約の支払遅延防止等に 関する法律(昭和24年法律第 256号)第8条第1項の規定に 基づき財務大臣が決定する率 を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未 満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその 端数を切り捨てるものとす る。)の利息を付した額

(2) 解除が第38条、第39条、第40条又は第42条の規定に基づく

とき。

- 当該余剰額
- 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給 材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査 に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返 還しなければならない。この場合において、当該支給材料 が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損した とき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の 完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないものを含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の 期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若し くは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わ って当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付 けを行うことができる。この場合においては、受託者は、 委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申 し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しく は取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 解除が第35条、第 委託者が定める。第36条又は第36条の2の規定に基づくとき。
  - (2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴 39条、第40条又は第 いて定める。42条の規定に基づくとき。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者 が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託 者の意見を聴いて定めるものとする。

(委託者の損害賠償請求等)

- 第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することが できる。
  - (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約 の履行の全部を完了することができないとき
  - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
  - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除されたとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令 (昭和31年政令第337号) 第29条第1項に規定する財務大臣が定める率 (年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。こ

- の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額(以下「契約代金の総額」という。)と読み替える。
- 3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
  - (1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完 了前に契約が解除された場合
  - (2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって 受託者の債務について履行不能となった場合
- 4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項 第2号に該当する場合とみなす。
  - (1) 受託者について破産法 (平成16年法律第75号) の規定 による破産手続開始の決定があった場合において、同法の 規定により選任された破産管財人
  - (2) 受託者について会社更生法(平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された管財人
  - (3) 受託者について民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された再生債務者等
- 5 第1項及び第3項各号に定める場合(第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。 (談合等不正行為に対する措置)
- 第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、該当した時点における契約代金額の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- (1) 受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

- 定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。) 又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたときを含む。)。
- (2) 前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為 があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分 野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に おいて、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。 )が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野 に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。 ) の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後においても同様とする。
- 3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

#### (受託者の損害賠償請求等)

- 第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除 されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

#### (契約不適合責任期間)

- 第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に 適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委 託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託 者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由とし て、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請 求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者 が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によっ て知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる 期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕 様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る 請求等が可能な期間(以下、この項「契約不適合期間」と いう。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知 した場合において、委託者が通知から1年が経過する日ま でに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間 の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、 当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時 効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を することができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失 により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に 関する受託者の責任については、民法の定めるところによ る。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (暴力団等からの不当介入の排除)

- 第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力 団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に 報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な 協力をしなければならない。
- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員 等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を 直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるお それがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わ なければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると 認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期 間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務を この契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺 することができる。

#### (概算契約)

- 第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約(以下この条において「概算契約」という。)にあっては、設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算であり、増減することがある。この場合にあっては、本市が支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。
- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)(水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。)の定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者とが協議して定める。

#### 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

- 第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款(以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等の委託契約に関する 横浜市(以下「委託者」という。)が保有する情報の取扱いについて、必要な 事項を定めるものである。
- 2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。)は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務(以下「本件業務」という。)を遂行するための情報の取扱いに当たっては、委託者の業務に支障が生じることのないよう、適正に取り扱わなければならない。

#### (定義)

- 第2条 特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 電子計算機処理等 電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。ただし、専ら文章を作成するための処理、専ら文書図画の内容を記録するための処理、製販その他の専ら印刷物を制作するための処理及び専ら文書図画の内容の伝達を電気通信の方法により行うための処理を除く。
- (2) 不開示情報 横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年条 例第1号)第7条第2項に規定する不開示情報をいう。
- (3) 不開示資料等 不開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム 及び電磁的記録をいう。

#### (適正な管理)

- 第3条 受託者は、本件業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざん等 (以下「漏えい等」という。)の防止その他の情報の適正な管理のために必要 な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は、情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、情報の適正 な管理を実施する者として本件業務に係る情報の管理責任者を選任しなけ ればならない。
- 3 受託者は、電子計算機を設置する場所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない
- 4 受託者は、本件業務に着手する前に前3項に定める管理責任体制及び安全対策その他の安全管理措置について、委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、前項の規定により報告した事項に関し、委託者が理由を示して 異議を申し出た場合には、当該異議に関する事項を変更しなければならな い。この場合において、当該変更に経費を要するときは、その費用負担は委 託者と受託者とが協議して決定する。

#### (従事者の監督)

第4条 受託者は、本件業務に従事している者が、本件業務に関して知り得た 不開示情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必 要かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除さ れた後においても同様とする。

#### (収集の制限)

第5条 受託者は、本件業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公 正な手段により情報を収集しなければならない。

#### (禁止事項)

- 第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、本 件業務に係る情報に関し、次に掲げる行為をしてはならない。
- (1) 本件業務を処理する目的以外での利用
- (2) 複写又は複製(作業場所内において効率的に作業を進めるためにやむを得ないものを除く)
- (3) 作業場所の外への持ち出し

#### (再委託の禁止等)

- 第7条 受託者は、本件業務を遂行するための不開示情報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の承諾を得て、本件業務に係る情報を第三者に 取り扱わせる場合には、情報の保護に関し、特記事項と同等の内容及び委 託者が指示する事項について、当該第三者(会社法(平成17年法律第86 号)第2条第1項第3号の子会社を含む。以下「再受託者」という。)との間で 約定しなければならない。2以上の段階にわたる委託(以下「再々委託等」と いう。)を行う場合も、この例によるべきことを再受託者又はこれに類する者に 求めなければならない。
- 3 再受託者が本件業務に係る情報を第三者に取り扱わせる場合にあっては、受託者は、当該第三者(会社法第2条第1項第3号の子会社を含む。)における情報の取扱いに係る管理体制をあらかじめ確認し、当該確認内容を委託者に報告し、委託者の書面による承諾を受けた上でなければ、第1項ただし書の承諾に相当する承諾をしてはならない。再々委託等を行う場合も、同様とする。
- 4 業務内容が定型的であり、かつ、情報の漏えい等の危険性が低いものとして委託者が別に定める業務の委託(再委託及び再々委託等(以下「再委託等」と総称する。)を含む。)については、委託者が別に定める事項をあらかじ

- め委託者に報告した場合には、第1項ただし書の承諾及び前項に規定する 受託者による承諾を要しない。
- 5 第3条第5項の規定は、前項に規定する報告について準用する。

#### (不開示資料等の返還等)

- 第8条 受託者は、本件業務を遂行するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した不開示資料等を、業務の遂行上使用しないこととなったとき又はこの契約が終了したとき若しくは解除されたときは、委託者の指示に従い、直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、若しくは消去し、又はその他の方法により処理(以下「返還等」という。) するものとする。
- 2 前項の場合において、委託者が当該不開示資料等の消去又はその他の方法による処理を指示した場合は、復元困難な消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法によらなければならない。
- 3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内に不 開示資料等の返還等をしないときは、委託者は、受託者に代わって当該不 開示資料等を回収し、又は廃棄することができる。この場合において、受託 者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることができず、委託 者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならない。

#### (報告及び検査)

- 第9条 委託者は、情報を保護するために必要な限度において、委託契約期間中、受託者に対して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状況及び 委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、委託者の事情により、過分の費用を要した分については、 委託者が負担する。

#### (事故発生時等における報告)

第10条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託者が本件業務のために収集した情報について、火災その他の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (引渡し)

第11条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」という。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時をもって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

#### (契約の解除及び損害の賠償)

- 第12条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は 受託者に対して損害賠償を請求することができる。
  - (1) 本件業務を遂行するために受託者が取り扱う不開示情報について、受託者の責に帰すべき理由による漏えい等があったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 前項第1号の不開示情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、不開示情報の漏えい等が、受託者が再委託等をし、当該再委託等先において発生した場合であっても、当該受託者が負うものとする。
- 3 委託者は、受託者が検査に不合格となったときは、この契約を解除することができる。

#### (著作権等の取扱い)

- 第13条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについては、 約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。
- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(二次的著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4号に 該当しない場合においても、その使用のために、この契約により作成され る目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第 18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができないものと すろ
- (4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作権は、 受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者は、委託者に 対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の目的物を使用するた めに必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で許諾するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。
- 3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただし、委託者の責に帰すべき事由に起因する権利侵害となる場合は、この限りではない。

(最近改正:令和5年4月1日)

# 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン

(目的)

第1条 横浜市インターネット情報受発信ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)は、インターネット活用方針(平成12年11月24日制定)に基づき、インターネットを積極的に活用して、業務の効率化及び市民サービスの向上を図るため、インターネットを利用した情報受発信について必要な原則を定めるものである。

#### (定義)

- 第2条 本ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めると ころによる。
  - (1) ネットワーク管理責任者 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程(平成14年2月達第2号)第3条第1項に定めるものをいう。
  - (2) 区局 横浜市事務分掌条例(昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号)第1条に掲げる統括本部及 び局、会計室、消防局、区役所、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局、水道局、交通局並びに医療局病院経営本部をいう。
  - (3) ネットワーク主管課 横浜市行政情報ネットワーク運用管理規程第2条第1号に規定する行政情報ネットワークを所管する課をいう。
  - (4) 広報担当課 横浜市事務分掌規則 (昭和 27 年 10 月横浜市規則第 68 号。以下「事務分掌規則」という。) に定める広報に係る企画及び連絡調整に関することを所管する課をいう。
  - (5) 広聴担当課 事務分掌規則に定める市政に関する市民の要望、意見、陳情その他広聴に関することを所管する課をいう。
  - (6) 報道担当課 事務分掌規則に定める市政報道及び報道機関との連絡に関することを所管する 課をいう。
  - (7) 個人情報担当課 事務分掌規則に定める個人情報の保護に関することを所管する課をいう。
  - (8) ソーシャルメディア インターネット上で誰もが容易に情報発信することができるサービスをいう。

#### (適用範囲)

第3条 本ガイドラインは、インターネットを利用して横浜市名義で情報受発信を行う職員及び委託業務受託者等(以下「情報受発信者」という。)に適用する。

# (情報受発信者の責務)

第4条 情報受発信者は、インターネットを利用して情報受発信を行う場合は、ガイドラインの内容を遵守するとともに、利用しているネットワークの運用管理等を定めた規定類に従って利用しなければならない。

(ウェブページを用いた情報発信)

第5条 情報受発信者は、ウェブページを用いた情報発信については、広報担当課が所管するコンテンツ管理システムを用いて情報を発信しなければならない。ただし、広報担当課の長が当該システムでは実現できないものであると認めた場合は、この限りではない。なお、区局の情報発信については、区局担当課が積極的に情報の発信・更新を行うこととし、可能な限り最新の情報を提供するものとする。

# (情報の受発信に用いるドメイン名)

- 第6条 情報受発信者は、インターネットを利用した情報受発信を行う場合は、市のドメイン名である「city. yokohama. lg. jp」又はそのサブドメイン名を利用しなければならない。ただし、当面の間、「city. yokohama. jp」も併用することができる。
- 2 情報受発信者は、広報担当課が所管するコンテンツ管理システム以外のサーバ機器や情報受発 信サービスを利用して情報受発信を行う場合であっても、市のドメイン名又はそれらのサブドメ イン名を利用しなければならない。
- 3 情報受発信者は、ソーシャルメディアおよび、公的機関が GO. JP ドメイン及び LG. JP ドメイン で提供しているサービスを利用する場合は、前項の規定に関わらず、外部ドメインによる情報受発 信を行うことができる。ただし、横浜市ウェブサイト等に当該サービスへのリンクを掲載する場合 は、リンク先の外部組織名とドメイン名を明示するなど、市の公式な情報発信であることを示さなければならない。
- 4 情報受発信者は、第2項及び第3項の規定が適用できない場合、ネットワーク管理責任者と協議を行い、市のドメイン名又はそれらのサブドメイン名とは異なるドメイン名(以下「外部ドメイン名」という。)による情報受発信について許可を得なければならない。
- 5 第3項の規定により利用しているソーシャルメディア及び、第4項の規定により外部ドメインを利用している情報受発信サービスについて、市の公式な情報であることを示すため、ネットワーク管理責任者及び関連する業務所管課は当該サービスの一覧を横浜市ウェブサイト上に設けるものとする。

# (ソーシャルメディアを利用する場合の手続き)

- 第7条 情報受発信担当課長は、第6条第3項の規定によりソーシャルメディアを利用する場合、 事前にネットワーク管理責任者及び関連する業務所管課の長と必要な協議を行い、承認を得なければならない。
- 2 ネットワーク管理責任者及び関連する業務所管課の長は、ソーシャルメディアについて、利用 にあたっての市としての基本要領を定めなければならない。ただし、当該サービスの利用が限定 的である場合は、この限りではない。
- 3 情報受発信担当課長は、第6条第3項の規定によりソーシャルメディアを利用する場合、当該 サービスに関する情報収集や前項に規定する要領に必要な項目の洗い出しを行い、それらをまと めた資料をネットワーク管理責任者及び関連する業務所管課の長に提出しなければならない。

4 情報受発信担当課長は、第2項の規定に基づいて要領が定められているソーシャルメディアを 利用する場合、当該要領に従うことにより、第1項に定める協議及び第3項に規定する資料の提 出について、省略することができる。

# (外部ドメイン名の所有権維持)

- 第8条 情報受発信担当課長は、個別に取得した外部ドメイン名の利用を終了する場合、利用終了 後一定の期間、当該ドメイン名の所有権を維持し、第三者が取得できない状態にするとともに、 市 WEB ページへの転送を行わなければならない。
- 2 外部ドメイン名の所有権を維持し、転送を行う期間は、当該ドメイン名を公表してから前項に 規定する市 WEB ページへの転送を開始するまでの期間(以下「利用期間」という。)以上とす る。ただし、利用期間が1年に満たない場合は1年以上とする。

# (情報受発信の調整)

- 第9条 ネットワーク管理責任者及び広報担当課の長は、インターネットを利用した情報受発信に 関する全体調整を行うものとする。
- 2 前項に定める全体調整について、ネットワーク管理責任者は主に情報受発信の技術に関する調整を行い、広報担当課の長は主に情報受発信の内容に関する調整を行うものとする。
- 3 ネットワーク管理責任者及び広報担当課の長は、前項の調整に当たっては、互いに連携するものとする。
- 4 広聴担当課、報道担当課及び個人情報担当課の長はそれぞれ、インターネットを利用した情報 受発信について、それぞれが所管する事項に関する調整を行うものとする。
- 5 前項に掲げる各課の長は、調整に当たっては相互に連携し、また、ネットワーク管理責任者及 び広報担当課の長と連携するものとする。
- 6 情報受発信担当課長は、インターネットを利用した情報受発信を行う場合は、必要に応じて第 1項及び第4項に掲げる課の長と調整を行うものとする。

#### (インターネット連絡会)

- 第10条 情報受発信における共通課題等を検討・調整し、インターネットを活用した情報受発信を充実させるため、インターネット連絡会を設置する。
- 2 インターネット連絡会の活動は次のとおりとする。
- (1) インターネットを利用して受発信される情報の検討及び調整
- (2) インターネットの利用における問題点の検討及び調整
- (3) 新規技術、国及び他の自治体の動向等の情報交換
- (4) その他インターネットの利用に関する事項
- 3 インターネット連絡会は、幹事会、作業部会で構成するものとし、これらの参加者及び目的等 は別表1に定める。
- 4 幹事会及び作業部会の議長は、会における議論の補完、情報交換又は事務連絡を行うことを目 的としたメーリングリストを作成することができる。

- 5 インターネット連絡会の事務局は、ネットワーク主管課及び広報担当課とし、会の運営及び庶務を行うものとする。
- 6 幹事会で承認された場合は、必要に応じて別表1に定める参加者以外の職員等の連絡会への参加を認めることができる。
- 7 幹事会において決定事項がある場合、その周知の方法についても同幹事会で決定するものとするが、全区局に周知しなければならない場合は、区局のインターネットを利用した情報受発信を 所管する課の長に通知するものとする。

(インターネット情報受発信ガイドラインに関する細則)

- 第11条 インターネットを利用した情報受発信に関して、次の各号について別途細則を定めるものとする。
  - (1) 削除
  - (2) WEBページのリンク基準
  - (3) 削除
  - (4) 削除
  - (5) 記者発表資料の取扱い
  - (6) 個人情報の取扱い

(ガイドライン及び細則に関する事務)

- 第12条 細則を含むこのガイドラインはデジタル統括本部長及び政策局長がこれを定めるものと し、その事務手続きはこれを所管するネットワーク主管課において行うものとする。
- 2 第9条に掲げる課の長がそれぞれ所管する事項に関する細則の内容を定めるものとする。
- 3 第9条に掲げる課の長は、それぞれが定める細則の内容の変更を検討する場合は、必要に応じて連絡会での検討を行い、変更を決定する場合は必ず連絡会への報告を行うものとする。

附則

本ガイドラインは平成19年10月26日から施行する。

附則

本ガイドラインは平成22年4月1日から施行する。

附則

本ガイドラインは平成23年8月26日から施行する。

附則

本ガイドラインは平成25年4月10日から施行する。

附則

本ガイドラインは令和3年4月1日から施行する。

附則

本ガイドラインは令和4年4月1日から施行する。

別表1 インターネット連絡会

	議長	参加者	目的
幹事会	ネットワーク管理責任	・ネットワーク管理責任者	<ul><li>インターネットを利用して</li></ul>
	者	• 広報担当課長	受発信される情報の検討及
		• 広聴担当課長	び調整
		• 報道担当課長	<ul><li>インターネットの利用にお</li></ul>
		・個人情報担当課長	ける問題点の検討及び調整
			・新規技術、国及び他の自治
			体の動向等の情報交換
			<ul><li>その他インターネットの利</li></ul>
			用に関する事項
作業部	ネットワーク主管課及	幹事会の参加部署の係長	・幹事会から指示された事項
会	び広報担当課の係長		又はその他インターネット
			の利用に関して必要な事項
			の検討

# WEBページのリンク基準

#### 1 趣旨

WEBでの情報発信におけるリンクのあり方について定める。また、この基準を横浜市WEBサイトトップページから容易にたどることのできるページに掲載し、参照できるようにする。

なお、ここでのリンクとは、利用者がクリックすることによって画面遷移する基本的なリンクのほか、 画像表示やフレーム機能、スクリプト等により画面内の一部に埋め込み表示するための設定等も含むも のとする。

#### 2 他のサイトから横浜市のサイトへのリンクについて

#### (1) 原則

他のサイトから横浜市のサイトへのリンクは自由とする。

なお、横浜市は、各ページの内容変更、移動等があっても、リンクを設定した管理者宛ての連絡 は行わない。

# (2) リンクの前提条件

リンク元の内容及び団体について、横浜市はいかなる責任も負わないものとする。またリンク元 の内容はそのサイトの管理者等に帰属し、横浜市とは関係のないものとする。

(3) リンクの取り消し要求について

次のいずれかの項目に該当するサイトからリンクの設定等が明らかになった場合は、リンクの取り消しを要求する場合がある。また、アクセス拒否のための設定を行う場合がある。

- ア 公序良俗に反するもの
- イ 18歳以上を対象としたアダルトコンテンツを含むもの
- ウ 犯罪行為に結びつくもの、または違法な内容を含むもの
- エ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容、または第三者への誹謗中傷を含むもの
- オ 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似するもの。公職選挙法に抵触する内容を含む もの
- カ 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含むもの
- キ フレームなどにより、本市のページがリンク元サイトの一部のように表示されてしまうもの
- ク その他ネットワーク主管課が不適当であると判断したもの

# 3 横浜市のサイトから他のサイトへのリンクについて

# (1) 原則

横浜市のサイトから他のサイトへのリンクは、以下のリンクの条件を満たしていると各ページの 管理責任者が判断した場合に設定できるものとする。

また、他のサイトの管理者から相互リンクなどの希望を受けた場合も、そのサイトが以下の(2) 及び(3)の条件を満たしていれば、リンクを設定できる。

ただし、リンク先のサイト内にリンクポリシーや利用規約等が掲載されている場合は、それを尊重すること。

なお、リンクの設定については、特定の組織又は個人の利益となることがないよう、公平性に配 慮して行うものとする。

# (2) リンクの前提条件

リンク先の団体及び内容等は、横浜市の管理下にはないため、それらについて市はいかなる責任 も負わないものとする。また、リンク先のページについては、横浜市がその内容等を推薦するもの ではない。

なお、他のサイトへリンクを設定したページには、上記の内容と同等の趣旨を理解できるものを 掲載すること。

# (3) リンクの条件

リンクの条件は次のア~クのすべてを満たすものとする。

ア 下記(ア)~(エ)のいずれかに該当するもの

- (ア) 横浜市に関連のある内容又は横浜市の行っている事業に関連のある内容を含むもの(検索サービス、地域情報提供サービスを目的としたものを含む)
- (イ) 公共の施設・サービスのサイト
- (ウ) 国・他の地方公共団体のサイト
- (エ) 利用者の利便性を向上させる外部サービスと連携するためのもの
- イ 公序良俗に反しないもの
- ウ 18歳以上を対象としたアダルトコンテンツを含まないもの
- エ 犯罪行為に結びつくもの又は違法な内容を含まないもの
- オ 第三者の財産・プライバシーを侵害する内容又は第三者への誹謗中傷を含まないもの
- カ 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似するものや公職選挙法に抵触する内容を含まないもの
- キ 不正アクセスやシステム停止を引き起こす内容を含まないもの
- ク 閲覧や基本的なサービス利用に利用料金を要求しないもの

### (4) 広告の掲載

横浜市 WEB サイトへの広告掲載(主に、バナー広告)に関する事項は、「横浜市 WEB ページに掲載する広告の募集等に関する要領」に準ずる。

# (5) その他

リンク先のページは常に同じ状態が維持されるとは限らないため、リンク設定後は定期的にリンク先の確認を行うこと。さらに、移動・削除等されていることが判明した場合は、速やかにリンク 先アドレスの修正等の対応を行うこと。

4 横浜市のサイトから横浜市のサイトへのリンクについて

横浜市のサイトから横浜市のサイトへのリンクについては、自由とする。

ただし、リンク元とリンク先の管理責任者が、互いにリンク状況を認識している必要があるため、必ず相手側の管理責任者に連絡し、了承を得ること。

リンク先のページは常に同じ状態が維持されるとは限らないため、リンク設定後は定期的にリンク 先の確認を行うこと。さらに、移動・削除等されていることが判明した場合は、速やかにリンク先ア ドレスの修正等の対応を行うこと。

横浜市WEBサイトのURLを記載する場合、原則、外部サービスによる短縮URLを使用しないこと。

# 5 その他

リンクについては、その責任範囲などが判例等によって変更される可能性があるため、各種の情報を 収集し、変更が必要な場合は迅速に対応するものとする。

# Web アプリケーションの作成基準

#### 2021/04/01

この文書では、各種 Web ベースのアプリケーション(Perl 等を利用した CGI プログラムだけでなく、PHP や Servlet 等も全て含む)を作成するにあたっての指針を示す。

本基準に示す内容は、セキュリティ・アクセシビリティ・ユーザビリティの確保を基本的な目的として、個別の要件を具体化するものである。本基準に準拠することによって上記の基本的な目的に反することになると思われる場合は、本来の目的を考慮し適宜判断すること。

- 1. 基本的動作とセキュリティ
- 2. アクセシビリティとユーザビリティ
- 3. 検索エンジン対応
- 4. 効率的な実装
- 5. プログラム開発を外部委託する場合の注意点

#### 基本的動作とセキュリティ

アプリケーションを運用するサーバ、利用者の環境にセキュリティホールを作らず、 様々なブラウザで正常な動作を行うため、以下の内容を守ること。

- 1. 作成を検討するアプリケーションについて、もし同機能または近い機能を備えたアプリケーションが既にある場合は、その既存アプリケーションを共同利用するよう努め、個別開発を極力避けること。特に、申し込みや意見募集等の簡易な送信画面については、外部向けには横浜市電子申請・届出サービス、内部向けには共通アンケートフォームプログラムが既設で存在するため、それらの利用について最初に検討すること。
- 2. HTTP、SMTP等のプロトコルその他そのアプリケーションが使用する技術について、その仕様に則り適切に処理すること。特にHTTPステータスコードを適切に使い分けるよう注意を払うこと。
- 3. 出力する HTML は、原則として WEB ページ作成基準に準拠すること。

- 4. FORM における action 属性として mailto:スキームでの送信先指定は用いてはならない。
- 5. Web サーバにファイルをアップロードする機能を備える際、日本語等のマルチバイト文字が含まれるファイルがアップロードされた場合に、サーバ上では英数字のみで構成される別の物理ファイル名で格納するか、DBMS 上に格納し、生のマルチバイト文字がサーバ上で物理ファイル名として保存されないようにすること。また、そのファイルをユーザがダウンロードする際には、できる限り元のマルチバイト文字のファイル名でダウンロードされるように配慮すること。
- 6. プログラムの中で意図的に出力する場合や、本当にエラーが発生した場合を除き、通常の正常動作時に Web サーバのエラーログに情報が出力されないようにすること。
- 7. 排他制御を適切に行い、同時に複数のアクセスがあっても矛盾のない処理を行うこと。
- 8. ユーザが URL を直接入力することによって、非公開のデータ等をプログラムを通さず直接覗けてしまうようなことがない作りとすること。
- ユーザがプログラムへパラメータを直接渡すことによって、できてはならない 操作ができてしまうようなことがない作りとすること。
- 10.その他、ユーザが受信した HTML、JavaScript 等のソースや HTTP ヘッダ 等の通信内容を解析しても不正アクセスを行うための手がかりとなる情報 を得られない作りとすること。
- 11.パスワード等の重要な情報は暗号化して保存すること。暗号化の手法は、 特段の理由がない限り不可逆のハッシュとすること。
- 12.ブラウザやデータベース等から取り出すパラメータに想定外の文字列が入っていることを前提とした設計とし、HTML やファイルパス、シェルコマンド、 SQL 等で特別な機能を持つ文字は、全て適切にエスケープすること。この エスケープは、入力時ではなく、HTM や SQL 等への埋め込む時等、アプリケーションの外部に渡す時に行うことを原則とすること。
- 13. 利用者が電子メールアドレスを入力する欄を設ける場合は、原則として管理者やその本人等、限定されたユーザ以外がそのアドレスを見ることができないようにすること。もしインターネット向けに不特定多数の利用者にも見せる必要がある場合は、アドレスの@を数値文字参照@に変換するか、全角文字の@やその他全く異なる文字列等に変換して出力する等、迷惑メール対策に十分に気を配ること。
- 14.個人情報や ID・パスワード、その他機密性の高い情報を送信する必要があるような FORM を設置する際は、SSL/TLS を利用すること。Web サー

- バ証明書については、信頼済みルート証明機関として一般的なブラウザに 登録済みの認証局を利用すること。
- 15.その他本文書に明記のない項目についても、情報処理推進機構(IPA)が提供する「安全なウェブサイトの作り方」および「セキュア・プログラミング講座」また各時点での最新の情勢を踏まえ、セキュリティ対策に十分に気を配って作成したうえで、セキュリティテストを行い、脆弱性が無いことを確認すること。
- 16. 初期構築時に存在しなかった、または想定していなかったブラウザでの利用において、サービス稼働後、サービス利用そのものの可否に関わるような大きな問題点が発見された場合は、判明次第プログラムを適切に修正すること。

## アクセシビリティとユーザビリティ (基本事項)

多様な環境で適切に利用可能なものとするため、以下の内容を守ること。

- 1. アドレスバー、ツールバー、ステータスバー等、ブラウザの基本的操作や情報提供に使用される領域を非表示にしたり、標準と異なる表示・動作をさせないこと。また、マウスボタン右クリック等によるコンテキストメニューの利用を阻害しないこと。ただし、ヘルプ表示を目的としたサブウィンドウ等、開かれた後は読んで閉じさせるだけの利用を想定した小さなポップアップウィンドウについてはこの限りではない。
- 2. 著しくユーザが不便を被る等の特殊な事情がない限り、ブラウザの既存ウィンドウサイズや位置をアプリケーション側で操作し変更したり、ユーザによる任意のサイズ変更やスクロールを行えない状態にしないこと。
- 3. 著しくユーザが不便を被る等の特殊な事情がない限り、新規ウィンドウのポップアップを行わないこと。やむを得ず行う場合は、メインウィンドウより小さいウィンドウサイズを指定し、既存ウィンドウに覆い被さるようなことがないようにすること。また、モーダルダイアログボックスとして表示することが望ましい。
- 4. 日付を選択するためのカレンダーをポップアップさせる場合は、別ウィンドウではなく、同一ウィンドウ内にレイヤーとして表示すること。

- 5. FORM における SUBMIT の種類(METHOD)は GET メソッドを原則とし、サーバ側のデータの変更を伴うものについてのみ POST メソッドとすること。
- 6. ユーザの情報入力を伴わない単なる画面遷移等、A 要素による通常のリンクで実現できる内容は原則として通常の A 要素でリンクし、無闇に INPUT 要素や BUTTON 要素、JavaScript 等を使わないこと。ボタンのような見た目を表現したい場合は CSS で実現すること。
- 7. INPUT 要素や BUTTON 要素以外のリンクを CSS によってボタンのように見せかける時は、文字部分だけでなくボタンとして見せる矩形領域全体をクリッカブルにすること。またマウスオーバー時とクリック時の見た目に変化を与え、それがボタンであることや、押したことが解るようフィードバックすること。
- 8. 画像によるボタンはできる限り使用を控えること。もし使用する場合は、マウスオーバー時とクリック時の見た目に変化を与え、それがボタンであることや、押したことが解るようフィードバックすること。
- 9. サーバ側に持つセッション情報はログインユーザ情報等セキュリティ上必要 最低限のもののみとし、画面遷移にかかわる情報は原則としてサーバ側に 保持しないこと。また、Referer によるアクセス制限等も行わないこと。これ により、ユーザが任意に複数のウィンドウを開き、それぞれ並行して別々の 操作を行うことを妨げないこと。
- 10.ユーザから入力されたデータに URL やメールアドレスと推測される文字列が含まれていた場合、特段の支障がない限り、表示時にハイパーリンクとして加工し出力すること。
- 11.全市の情報をデータベース化し、まとめて一覧・検索等を行えるプログラムを作成する場合は、全市単位だけでなく、区局単位で一覧・検索できる画面を用意すること。それは、ログインユーザにしか見せないようなシステムの場合を除き、特段のセッション Cooki 等を持たないブラウザからでも GET メソッドによる HTTP リクエストで閲覧できる状態にすること。また、そのURL には?を含まないこと。

## アクセシビリティとユーザビリティ(FORM 入力)

1. 画面設計にあたっては、初めて利用するユーザでも、画面の指示に従って 入力していくだけで重大な間違いのない結果が得られるように工夫すること。

- 2. 何か補足説明がなければ利用が困難な場合、それは別のマニュアルではなく、入力画面そのものに説明を併記するか、ポップアップするか、補足説明へのリンクを設けること。この補足説明は、後日プログラム本体に手を加えることなく修正できるような設計としておくこと。
- 3. 入力不足、不適切な入力、その他利用者が犯すミスで、その誤りを機械的に検出可能な場合は、プログラムが適切な警告を表示し、再入力を促すこと。再入力・修正を促すメッセージは、できる限り早いタイミングでユーザに知らせるように努めること。
- 4. ユーザによって半角カナ(JIS X 0201 片仮名)が入力された場合、原則としてプログラムが全角カナ(JIS X 0208 片仮名)に修正して処理すること。
- 5. ユーザによって「保土ヶ谷区」「都築区」が入力された場合は、原則としてプログラムが「保土ケ谷区」「都筑区」に修正して処理すること。
- 6. ユーザによって機種依存文字(JIS X 0208 で未定義とされている 9~15 区、85~92 区の文字、および JIS X 0213 で新規に定義された 2 面の文字)が入力された場合、理由を提示し入力を拒否(修正を要求)するか、代替となる機種依存でない文字の組み合わせに自動的に変換して処理すること。なお、修正を要求する場合は、具体的にどの文字が機種依存文字なのかを明示すること。
- 7. 全角文字、半角文字の区別をユーザに行わせないこと。例えば、メールアドレス等、半角であることが必須であるフィールドに全角アルファベットを入力された場合、「半角文字で入力して下さい」等の表示を行うのではなく、プログラムが自動的に半角に変換すること。
- 8. 上記の例以外についても、ユーザに再入力を要求するまでもなくプログラムが自動的に修正することができる問題については、プログラムが自動的に修正すること。(修正したという事実を参考としてユーザに提供する必要がある場合は参考として表示しても構わない)
- 9. テキストボックスでユーザから入力を受けたデータの先頭や末尾に空白文字がついていた場合は、全角・半角問わず自動的に削除すること。ただし、 検索以外の用途に用いる複数行入力欄で、各行頭で1つだけ使用されている全角空白文字に限り、削除しなくても良いものとする。
- 10.その入力結果が最終的に PRE 要素でフォーマット済みテキストとして表示されることを目的としたものである場合を除き、連続した空白文字は全角半角を問わず 1 つの半角空白にまとめること。ただし、検索以外の用途に用いる複数行入力欄で、各行頭で 1 つだけ使用されている全角空白文字に限り、半角に変換しなくても良いものとする。

- 11. ふりがな入力欄を設ける場合は、原則としてひらがなで入力させることとし、 不必要にカタカナ入力を求めないこと。
- 12. 電話番号にハイフンを入れるかどうか等、複数の入力の仕方が想定される テキストボックスには、どのように入力すべきかユーザが迷わずに済むよ う、入力例を添えること。入力例については、読み上げを考慮し、テキストボ ックスより先に読み上げられる配置とすること。また、ハイフンを含まない数 字の羅列を期待する入力欄においてハイフンが含まれていた場合、エラー とするのではなくプログラムが自動的に削除することが望ましい。
- 13.必須項目の入力漏れ等、ユーザに再入力を求めるような場合、「ブラウザの戻るボタンを押して下さい」という旨の画面を表示するのではなく、入力済みの項目があらかじめ埋まった画面を再表示したうえで、どのフィールドにどのような問題があるかを分かり易く表示すること。JavaScriptのhistory.back()や、それに類する機能も使用しないこと。
- 14.ユーザの誤りを指摘する・修正するだけでなく、その前段として「どのような画面設計にすればユーザが間違いにくいか」を考慮して設計すること。
- 15.FORM の入力に原則として時間制限を設けないこと。何らかの事情により入力時間に制限を設けざるを得ない場合は、あらかじめその旨を明記すること。
- 16.FORM の各入力要素、特にチェックボックスとラジオボタンには、LABEL 要素を使い、テキストとの関連を明示すること。
- 17.ユーザが情報を POST するため FORM を設置する際は、入 FORM だけでなく、原則として内容確定前の確認画面、確認結果を訂正する画面、送信が完了したことを通知する画面も用意すること。
- 18. 複数画面に渡って流れが進むシステムでは、各画面において、そのフローが全部で何画面あり、今何画面目にいるのかを表示するよう努めること。
- 19.テキストボックスを持った FORM を設置する際、それがその画面の主たる機能である場合は、JavaScript を利用し、画面表示時に最初のテキストボックスに自動的にフォーカスさせること。
- 20.FORM での入力内容のチェックは、サーバ側でのチェックに加え、 SUBMIT 時に JavaScript を用いて適宜エラーダイアログを表示し、実際に サーバに送信する前にユーザが問題点に気づけるようにするよう努めるこ と。ただし、このような作りとした場合も、サーバ側でのチェックを省いてはな らないことに注意すること。
- 21.SUBMIT ボタンは、原則としてその FORM の末尾に設置すること。末尾に設置したうえで、中間や上部にも設置することは構わない。

22. 明確な必要性が認められない限り、RESET ボタンを FOR に配置しないこと。

## アクセシビリティとユーザビリティ(検索)

- 1. 検索機能は、全角と半角の違いや、大文字と小文字の違いを利用者が意識せず利用できるよう、検索語、検索対象双方を正規化して処理すること。
- 2. 検索機能を実装する場合において、空白文字が検索キーに含まれていた場合は、全角半角問わずそれを区切り文字として単語を分割し、AND 検索とすることを原則とすること。また、オプションで OR 検索、フレーズ検索等を選択できるようにすることが望ましい。

## アクセシビリティとユーザビリティ(拡張機能)

- 1. 不特定多数のユーザがアクセスするアプリケーション(特にインターネット向けのもの)については、原則としてWeb 標準技術(HTML、CSS、JavaScript)のみで利用可能なものとし、プラグイン、ActiveXコントロール、Java アプレット等、クライアントがバイナリプログラムをダウンロードし実行する仕組みは使用しないこと。標準技術以外のものを使用しなければ機能要件をどうしても実現できない場合や、使用しなければ著しくユーザビリティを損なう場合は、利用目的を明確にし、使用するという旨とその目的をあらかじめ明示すること。また、利用するプログラム等は、ブラウザが警告を表示しない物を使用すること。
- 2. JavaScript(その他のクライアントサイドスクリプトも含む)の利用は、ユーザの利便性向上やその他付加機能追加等にのみ利用し、それが機能しない、またはその機能を無効化されたブラウザでアクセスした場合、多少使い勝手が悪くなっても基本機能は問題なく使えるよう考慮した作りにすること。
- 3. 不特定多数の利用者向けサービスでも、高度なユーザビリティを実現するために JavaScript やプラグイン等の拡張機能の利用を必須とすることについて利用者の理解を得られると考えられる場合は上記の限りではないが、利用者向けの説明の中でその旨を明示するとともに、適切な代替手段を残す等の配慮を行うよう努めること。また、各拡張機能が使えない、または無効化されているブラウザでアクセスされている場合については、アプリケーション側でそれを判定し、有効化するための適切なアドバイスを表示すること。

- 4. 内部職員向け等、ユーザが特定される場合は、高いユーザビリティを重視するために、想定するユーザのアクセシビリティを損なわない範囲で Ajax 等の RIA 技術を積極的に活用すること。
- 5. Cookie の利用は最小限に止めること。もし利用する場合は、利用者向けの説明の中でその旨と目的を明示すること。
- 6. 各種プラグイン、JavaScript、Cookie 等を利用する場合は、Web ページの作成基準 6-(2)に示す各ブラウザに加え、各ブラウザの 1 世代前のリリース版での動作確認を行い、正常動作することを確認すること。ただし、使用するユーザ環境が限定される場合においては、その想定されるユーザ環境のみで良いこととする。

### 検索エンジン対応

- 1. 市の全文検索システムや庁内の全文検索システム、その他インターネット 上の Web ページ検索サービスでの検索でヒットした方が望ましいと思われ るページを生成するプログラムについては、以下のように取り扱うこと。
  - 。 プログラムへのパラメータ受け渡しには、サーバ内部での URL 書き換え機能 (mod\_rewrite)を活用し、URL の外見上に?が現れないようにすること。mod\_rewrite の利用が困難な場合は、パラメータの受け渡しに PATH\_INFO を使用し、QUERY\_STRING は使用しないこと。逆に、検索で見つけてもらう意味のないページについては、このような対応を取らず、META 要素や robots.txt 等を用いてロボットによる収集を拒否すること。
  - レスポンスヘッダで Last-Modified 情報を返すこと。また、If-Modified-Since ヘッダにも対応し、適切に処理することが望ましい。
  - 。 TITLE 要素に適切な内容が挿入されるよう特に気を遣うこと。
- 2. 利用者にとって意味のある情報が存在しないページにロボットがアクセスし続けることのないように、リンクが無限・または半永久的にループするようなことがないようにすること。カレンダー形式で過去・未来に辿ることができる画面については特に注意すること。
- 3. 情報が存在しない、削除された、有効期間が過ぎた情報を指す URL へのアクセス要求があった場合は、単に本文中でその旨を表示するだけでなく、HTTP レスポンスコード 404 や 410 を用いてそれが無効な URL であることを示すこと。

4. 同一の内容が異なる URL で表示されることをできる限り避けること。利用者の利便性向上その他特別な事情があり、複数の URL で同一コンテンツに案内することを可能としたい場合は、HTTP ステータスコード 301 を用いて 1 つの URL に転送するか、重複したコンテンツのページで META タグ等による検索エンジン避け設定および canonical 属性設定を活用し、最終的には 1 つのアドレスにアクセスが集約されるようにすること。

### 効率的な実装

サーバの負荷やユーザの快適性を保つため、以下の内容を守ること。

- 1. 小規模で簡易な物を除き、データ数が増えた場合に、それに比例してサーバ負荷が高くなるようなことがないよう考慮したデータ構造とアルゴリズムを採用すること。RDBを用いる場合は、各列に適切な型を選択、必要十分かつ最小限な範囲でインデックスを付加し、またインデックスが適切に使用されるようなクエリを用いるようにすること。
- 2. プログラムのロジックを記述するファイルと画面表示用テンプレートファイル とをできる限り分離した設計とし、軽易な表示内容の変更は、HTML を理解 している人間ならプログラムを理解していなくても行えるようにすること。
- 3. 頻繁にアクセスされるページは、ユーザからのアクセス要求がある度に動 的にページを生成するのではなく、あらかじめ静的な HTML ファイルとして 吐き出しておくか、生成済みの HTML をキャッシュしておく等の仕組みとし、 サーバ負荷軽減に努めること。
- 4. 動的にページを生成する場合も、Last-Modified や If-Modified-Since ヘッ ダを活用し、無駄なトラフィックを避けるよう努めること。

#### プログラム開発を外部委託する場合の注意点

1. 発注者は、委託先の候補として選定する業者に見積書の提出を依頼する際には、仕様書の付則要件として本作成基準を添付し、契約後はこれを遵守させること。

- 2. Web アプリケーションの作成を受託した者は、本作成基準に準拠した成果物を収めること。なお、Web ページを自動生成する Web アプリケーション (イベントカレンダー・掲示板・ブログ等広義の CMS 全般) については、Web アプリケーション自体が本作成基準に準じるだけでなく、それを用いて作成される Web ページが必然的に本作成基準に準拠したものになるよう、UI やテンプレートを設計しなければならないことに注意すること。
- 3. 基準の一部を満たすことが不可能または困難な場合、契約前(見積書提出前)に前提条件を発注主に書面で提示し、発注者の了解を得ること。
- 4. 契約後、業務進行のうえで、本作成基準を満たすことによって逆にアクセシ ビリティ、ユーザビリティを損なうと思われる状況や、極めて高コストになる、 作成基準そのものに疑義がある、その他業務目的を達成するうえで本作成 基準を満たすことが好ましくないと思われる状況が発生した場合は、受託者 はその理由・根拠を明確にしたうえで発注主に報告し、その是非について、 双方に記録の残る通信手段を利用して了承を得ること。なお、「開発が後期 に差し掛かっており出戻りが大きいため」というような趣旨のものは高コスト になる理由として認められない。
- 5. また、発注主からの指示内容が作成基準に反する内容であった場合も、受 託者はその旨を説明し、発注主の意思を確認すること。
- 6. 発注主は、契約前・契約後にかかわらず、上記の報告を受けた場合は、利用者にとってのアクセシビリティ・ユーザビリティを最優先に考え、その是非について判断すること。判断が困難と思われるものは、区局の Web ページ担当課や、ネットワーク主管課に適宜相談しながら進めること。
- 7. 上記の手順を踏まずに作成基準に反した成果物を収めたことが判明した場合、その影響が僅かなものであっても、契約時に設定した瑕疵担保期間において発注主は委託先に対して全ての修正を求めることができるものとする。なお、修正にあたり、納品後発注主によって設定やコンテンツ等の更新が行われていた場合、その更新後の内容を維持したまま修正版を作成すること。

※ここでの書面とは、双方に記録が残る媒体であれば、電子メールで構わないものとする。口頭でのやりとりがあった場合は、原則として受託者が議事録案を作成・提出し、発注主の了承を得ること。

## ■ ウェブアプリケーションのセキュリティ実装 チェックリスト (1/3)

No	脆弱性の種類	対策の性質	チェック	実施項目	解説
		根本的解決	※ □ 対応済	□ SQL文の組み立ては全てプレースホルダで実装する。	1-(i)-a
		TIA TITLE	□ 未対策 □ 対応不要	□ SQL文の構成を文字列連結により行う場合は、アプリケーション の変数をSQL文のリテラルとして正しく構成する。	1-(i)-b
1	SQLインジェクション	根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	ウェブアプリケーションに渡されるパラメータにSQL文を直接指定 しない。	1-(ii)
		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	エラーメッセージをそのままブラウザに表示しない。	1-(iii)
		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	データベースアカウントに適切な権限を与える。	1-(iv)
2	OSコマンド・インジェクション	根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	□ シェルを起動できる言語機能の利用を避ける。	2-(i)
2	02コイント・インシェクション	保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	シェルを起動できる言語機能を利用する場合は、その引数を構成 ロ する全ての変数に対してチェックを行い、あらかじめ許可した処理 のみを実行する。	2-(ii)
		根本的解決	※ □ 対応済	□ 外部からのパラメータでウェブサーバ内のファイル名を直接指定 する実装を避ける。	3-(i)-a
3	パス名パラメータの未チェック	TATION AND THE	□ 未対策 □ 対応不要	□ ファイルを開く際は、固定のディレクトリを指定し、かつファイル名 □ にディレクトリ名が含まれないようにする。	3-(i)-b
3	<i>/ディ</i> レクトリ・トラバーサル	保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	ウェブサーバ内のファイルへのアクセス権限の設定を正しく管理する。	3-(ii)
		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	ファイル名のチェックを行う。	3-(iii)
		根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	セッションIDを推測が困難なものにする。	4-(i)
		根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	セッションIDをURLパラメータに格納しない。	4-(ii)
		根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	HTTPS通信で利用するCookieにはsecure属性を加える。	4-(iii)
4	セッション管理の不備	相大的級為	※ □ 対応済	□ ログイン成功後に、新しくセッションを開始する。	4-(iv)-a
		根本的解決	□ 未対策 □ 対応不要	□ ログイン成功後に、既存のセッションIDとは別に秘密情報を発行し、ページの遷移ごとにその値を確認する。	4-(iv)-b
		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	セッションIDを固定値にしない。	4-(v)
		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	セッションIDをCookieにセットする場合、有効期限の設定に注意する。	4-(vi)

<sup>※</sup> このチェック項目の「対応済」のチェックは、実施項目のいずれかを実施した場合にチェックします。

## ■ ウェブアプリケーションのセキュリティ実装 チェックリスト(2/3)

No	脆弱性	Eの種類	対策の性質	チェック	実施項目	解説
			根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	ウェブページに出力する全ての要素に対して、エスケープ処理を 施す。	5-(i)
			根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	URLを出力するときは、「http://」や「https://」で始まるURLのみを許可する。	5–(ii)
		HTMLテキストの 入力を許可しない 場合の対策	根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	〈script〉〈/script〉要素の内容を動的に生成しない。	5–(iii)
			根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	スタイルシートを任意のサイトから取り込めるようにしない。	5-(iv)
5	クロスサイト・ スクリプティン グ		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	入力値の内容チェックを行う。	5-(v)
		HTMLテキストの 入力を許可する	根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	入力されたHTMLテキストから構文解析木を作成し、スクリプトを 含まない必要な要素のみを抽出する。	5-(vi)
		場合の対策	保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	入力されたHTMLテキストから、スクリプトに該当する文字列を排除する。	5-(vii)
		A 1	根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	HTTPレスポンスヘッダのContent-Typeフィールドに文字コード (charset)の指定を行う。	5-(viii)
		全てのウェブアプ リケーションに共 通の対策	保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	Cookie情報の漏えい対策として、発行するCookieにHttpOnly属性 を加え、TRACEメソッドを無効化する。	5-(ix)
			保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	クロスサイト・スクリプティングの潜在的な脆弱性対策として有効な ブラウザの機能を有効にするレスポンスヘッダを返す。	5-(x)
					処理を実行するページを POST メソッドでアクセスするようにし、 その「hidden パラメータ」に秘密情報が挿入されるよう、前のページを自動生成して、実行ページではその値が正しい場合のみ処理を実行する。	6-(i)-a
6	CSRF (クロスサイト		根本的解決	※ □ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	<ul><li>処理を実行する直前のページで再度パスワードの入力を求め、</li><li>実行ページでは、再度入力されたパスワードが正しい場合のみ処理を実行する。</li></ul>	6-(i)-b
	フォージェリ)				Refererが正しいリンク元かを確認し、正しい場合のみ処理を実 行する。	6-(i)-c
			保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	重要な操作を行った際に、その旨を登録済みのメールアドレスに 自動送信する。	6-(ii)
			根本的解決	※ □ 対応済	□ ヘッダの出力を直接行わず、ウェブアプリケーションの実行環境 や言語に用意されているヘッダ出力用APIを使用する。	7-(i)-a
7	HTTPへッダ・	インジェクション	IN-T-RUITON	□ 未対策 □ 対応不要	<ul><li></li></ul>	7-(i)-b
			保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	外部からの入力の全てについて、改行コードを削除する。	7–(ii)

<sup>※</sup> このチェック項目の「対応済」のチェックは、実施項目のいずれかを実施した場合にチェックします。

## ■ ウェブアプリケーションのセキュリティ実装 チェックリスト (3/3)

No	脆弱性の種類	対策の性質	チェック	実施項目	解説
		根本的解決	※ □ 対応済	□ メールヘッダを固定値にして、外部からの入力はすべてメール本 文に出力する。	3-(i)-a
8	メールヘッダ・インジェクション	WT WITH	□ 未対策 □ 対応不要	□ ウェブアプリケーションの実行環境や言語に用意されているメール送信用APIを使用する(8-(i)を採用できない場合)。	3-(i)-b
		根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	HTMLで宛先を指定しない。 8	8-(ii)
		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	外部からの入力の全てについて、改行コードを削除する。 8.	8-(iii)
		根本的解決	※ □ 対応済	HTTPレスポンスヘッダに、X-Frame-Optionsヘッダフィールドを □ 出力し、他ドメインのサイトからのframe要素やiframe要素による 読み込みを制限する。	)-(i)-a
9	クリックジャッキング	似争时辞尽	□ 未対策 □ 対応不要	<ul><li>処理を実行する直前のページで再度パスワードの入力を求め、</li><li>実行ページでは、再度入力されたパスワードが正しい場合のみ 9- 処理を実行する。</li></ul>	)-(i)-b
		保険的対策	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	重要な処理は、一連の操作をマウスのみで実行できないようにす る。	9–(ii)
		根本的解決	※ □ 対応済	□ <b>直接メモリにアクセスできない言語で記述する。</b> 10-	0-(i)-a
10	バッファオーバーフロー	<b>恨</b>	□ 未対策 □ 対応不要	□ 直接メモリにアクセスできる言語で記述する部分を最小限にす る。	0-(i)-b
		根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	脆弱性が修正されたパージョンのライブラリを使用する。 10	10-(ii)
11	アクセス制御や認可制御の欠	根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	アクセス制御機能による防御措置が必要とされるウェブサイトには、パスワード等の秘密情報の入力を必要とする認証機能を設ける。	11-(i)
11	落	根本的解決	□ 対応済 □ 未対策 □ 対応不要	認証機能に加えて認可制御の処理を実装し、ログイン中の利用 者が他人になりすましてアクセスできないようにする。	11–(ii)

<sup>※</sup> このチェック項目の「対応済」のチェックは、実施項目のいずれかを実施した場合にチェックします。

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所 商号又は名称 担 当 部 民 担 当 者 氏 名 電 話 番 号

横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築 契約件名 及び採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務委託

上記件名にかかる仕様書の内容等について、次のとおり質問します。

項目(ページ数等)	質	問	内	容

(注意) 仕様書の内容等について質問がある場合は、「発注情報詳細」に記載された、質問締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、発注担当課へ電子メールで送信すること。なお、送信した場合は送信した旨を発注担当課へ必ず電話で連絡すること。

#### 公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード 所在地 商号又は名称 代表者職氏名

**印**※

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

	公表日 令和5年9月27日 種目名	
--	-------------------	--

#### (注意)種目別に提出してください。

	契約番号	件名
1		横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築 及び採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務 委託
2		
3		
4		
5		

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	, - ,, , ,		* * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		,,
	部署	名	(任意)	<sup>ふり</sup> 氏	<sup>がな</sup> <b>名</b>
本件責任者					
平门貝正石	連	絡	先		
	部 署	名	(任意)	ふり <b>氏</b>	がな <b>名</b>
  担 当 者					
1ºL 3	連	絡	先		

(注意)

- 1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業 管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

-----

横浜市	横浜市担当者名		
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日	時 分
	確認方法	本人確認書類(	)・電話・メールアドレス
		FAX番号・その他(	)
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名		

### 委 託 業 務 経 歴 書

横浜市契約事務受任者

業者コード 所在地 商号又は名称 代表者職氏名

型約番号 —— 件名 横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築及び 採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務委託

※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注文者	受注区分	件	名	業	務	内	容	契約金額	履	行
	7			\.		. •	П	(千円)	期	間
	□ 元請□ 下請									からまで
	□ 元請□ 下請									かま
	□ 元請□ 下請									からまで

- ※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- (注意) 1 案件ごとに提出してください。
  - 2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。 なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。
  - 3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を( )で記載してください。その場合、件名及び業務内容は、下請業務について記載してください。

## 入札(見積)書

令和 年 月 日

横浜市契約事務受任者

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

(EII)**)** 

)

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札(見積)いたします	次の金額で、	関係書類を熟覧のうえ、	横浜市契約規則を遵守し入札	. (見積) いたします
---	--------	-------------	---------------	--------------

	億 千	百	+	万	千	百	+	円
金額								

入札(見積)書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札(見積り)を指示された場合は、それに従うこと。

#### 件 名 <u>横浜市公立学校教員募集コンセプトウェブサイト構築及び</u> 採用募集パンフレットデザイン・版下等作成業務委託

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	部署		まり 氏	がな <b>名</b>
本件責任者				
	連	格 先		
	部署。	名 (任意)	ふり 氏	がな <b>名</b>
担当者				
1 1 1	連	格 先		

(注意)

- 1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、無効とする。
- 2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。
- 3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。
- 4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、 交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。
- 5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。

 横浜市
 横浜市担当者名

 使用欄
 本件責任者又は担当者在籍確認日時
 年 月 日 時 分

 確認方法
 通知書・申請書類・本人確認書類( )

電話・その他(

本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名

(□随意契約のため、在籍確認不要)